

～個人事業主が家族に支払う経費の取扱い～

個人事業を営んでいると、家族に協力してもらうことは珍しくありませんが、同一生計の家族に対する給与や家賃、借入金の利息などは原則、経費にすることはできません。同一生計とは、家計の財布が同じで生活をともにしているということです。同じ家屋に住んでいれば、生活費を完全に分離している以外は、同一生計と考えられます。また、別居であっても生活費や学資金、療養費などを送金している場合も同一生計に該当します。このように同一生計の家族に支払った給与や家賃は、必要経費となりませんが、逆にその経費を受け取った家族は受け取っていないものとして取り扱われることとなります。しかし青色申告の個人事業主は、同一生計の配偶者やその他の親族への給与を必要経費とする「青色事業専従者給与」を活用することができます。

その要件は下記の通りです。

1. 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
2. その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
3. その年を通じて6ヵ月を超える期間(年の途中での開業など一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間)、その青色申告者の事業に専ら従事していること

この制度を適用するためには事前に所轄税務署へ「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければなりません。届出書を提出さえすれば、上限なく支給できるものではなく、職務内容、他の職員の給与支払状況、同規模の同業他社等と比較して高額と判断されれば、経費と認められない場合もありますので、職務内容や勤務実態に相当する給与を支給することが必要です。専従者給与を支給すると年末調整や確定申告が必要になり、支給額によっては所得税や住民税が課税されます。また、専従者給与を支給している家族の配偶者控除、扶養控除等の人的控除は受けることができません。

個人事業主から法人化した場合は、家族に支払う給与の取扱いが異なります。役員として職務を行うのか、他の職員と同様に一般社員（職員）として働くかの違いはありますが、同一生計であっても法人が支払う家族への給与は必要経費になります。この点だけで判断し、法人化することはおすすめしませんが、経営や事業に従事する家族へ給与を支給できることは法人化をするメリットのひとつと言えます。法人化につきましては、経営方針や事業規模によっても判断が分かれますので、ご関心・ご質問がありましたら弊所までお問い合わせください。

(文責 井上 光義)